

以上までの手続きや検討結果をまとめて「事後評価原案」を作成し、これを住民に公表する。また、住民より広く意見を収集し、事後評価原案の内容を必要に応じて見直す。

### 添付様式8 事後評価原案の公表

- ◆まちづくり交付金の事後評価では、事業と評価を連動させるPDCAサイクルの考え方を採用しているとともに、「わかりやすさ」として情報公開・透明性を重要視しているため、事後評価の成案となる前段階の「事後評価原案」を公表することを必須とする。  
ここでは、事後評価原案の公表の実施結果を記入する。  
さらに、公表の際に得られた意見については、まちづくり交付金評価委員会（後述）による事後評価結果の審議の際に提出するものとする。

[記入例] 添付様式8 事後評価原案の公表

添付様式8 事後評価原案の公表	
公表時期	公表方法
平成22年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページをとおしてインターネット上で評価結果を公開し、意見収集を行った。</li> <li>・市報(〇月号)に評価結果の概要を掲載し、住民からの意見を募集した。この際、市報に評価結果の閲覧可能な場所を周知した。</li> </ul>
住民の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区へのアプローチの利便性や、景観的な魅力が増大し、まちのにぎわいが復活した</li> <li>・当初期待していたような効果が実感できない</li> <li>・事業の実施前及び実施中は、事業の内容及び進捗状況について、もっと市民へ情報提供してほしい。</li> </ul>

- ① 公表時期……「方法書（５）事後評価原案等の公表」に基づき、事後評価原案を住民へ公表した時期（年月）を記入する。
- ② 公表方法……「方法書（５）事後評価原案等の公表」に基づき、住民へ公表した際の方法について、場所・媒体・実施期間・対象者・会議名等がわかるように簡潔に記入する。
- ③ 住民の意見……原案の公表により得られた住民の意見を箇条書きで記入する

市町村は、事後評価結果の合理性・客観性を担保するため、第三者によって構成される「まちづくり交付金評価委員会」の審議を経ることを必須とする。「まちづくり交付金評価委員会」は、市町村による事後評価等が適切に遂行されたことを、中立・公平な立場で審議する（適切に遂行されたことを確認し、必要な意見を述べる）ことを目的としており、その審議結果を記入する。

■ まちづくり交付金評価委員会の要件等

要件	<p>学識経験のある有識者等数名により構成すること。 ※ここで言う「学識経験のある有識者」の定義については【事後：参考2】を参照のこと。</p>
既存機関の活用	<p>市町村が独自に「まちづくり交付金評価委員会」を設置する以外に、次のような市町村または都道府県が設置している委員会等における委員を「まちづくり交付金評価委員会」の委員とすることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価監視委員会</li> <li>・ 都市計画審議会</li> <li>・ その他の行政評価に係わる委員会等 等</li> </ul> <p>※既存機関を「まちづくり交付金評価委員会」として活用しようとする際、組織そのものを「まちづくり交付金評価委員会」として位置づけることや、既存機関の議題としてまちづくり交付金の事後評価を取り扱うことが、当該機関の設置目的上不適切であると考えられる場合もあります。（特に、法律や条例で定める審議会等を活用しようとする場合） したがって、委員構成は既存機関のものを活用するとしても、「まちづくり交付金評価委員会」の委員として別途委員委嘱するなどの措置が必要となることが考えられます。 ※同様に、都道府県の委員会等を活用する場合には、市町村の事務のために都道府県の委員会等を活用することになるので、都道府県の同意を得たり、市町村が別途委員委嘱する等の措置をとることが考えられます。 ※なお、まちづくり交付金評価委員会は、地方自治法第138条の4の規定に基づく機関として、法律又は条例の定める付属機関に位置づける必要はありません。</p>
審議内容	<p><u>まちづくり交付金評価委員会は、市町村による事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認し、必要な意見を述べる</u>ことが趣旨であることから、次の事項を審議するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法書に従って評価が実施されているか。</li> <li>・ 方法書に依らない方法で評価が行われた場合には、その方法及びその方法を採用した理由が合理的であるか。</li> <li>・ 「その他の数値指標」を、都市再生整備計画に記載した数値目標に代わる「代替指標」として活用した場合、その指標はまちづくりの目標や事業との関係性に照らして適切であるか。</li> <li>・ 事後評価原案の公表は適切に行われたか。</li> <li>・ 住民や有識者等から得られた意見は評価に適切に反映されたか。 等</li> </ul> <p>「成果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」については、事後評価とは別に、さらに専門的知見を要することから、別途有識者からの意見聴取を行うことを推奨していますが、都市計画やまちづくり等の分野に知見のある専門家を委員に加えることにより、「まちづくり交付金評価委員会」において同時に意見聴取を行ってもよいこととします。</p>

【補足・留意事項】

- ・ 「まちづくり交付金評価委員会」は、市町村が学識経験者を含めて機能を果たすことができると判断した組織とする

[記入例] 添付様式9 まちづくり交付金評価委員会の審議

添付様式9 まちづくり交付金評価委員会の審議		
① 委員構成	② 実施時期	③ 担当部署
○○大学工学部建築学科 教授、○○商工会議所 会頭 ○○消費者協会会長、○○青年会議所理事長 都市計画マスタープラン策定委員、市議会議員	平成22年11月下旬	都市整備課(まちづくり交付金主管課)
主な意見と対応	・事後評価の手続き及び内容は妥当であると意見をいただいた。 ・今後の対応として、指標3にある○○は評価に用いたデータが古いため、フォローアップで新しいデータで見直しを行い、結果の公表を行うようにと意見が付された。	
	④	

- ① 委員構成……………「方法書(6)まちづくり交付金評価委員会の審議」に示した委員会の設置・運用方法に基づき、委員構成を記入する。庁内職員及び住民等の場合は所属・役職までを、また、学識経験者や専門家は所属・役職と氏名までを記入する。
- ② 実施時期……………「方法書(6)まちづくり交付金評価委員会の審議」に基づき、委員会の開催時期を記入する。
- ③ 担当部署……………「方法書(6)まちづくり交付金評価委員会の審議」に基づき、委員会を開催するにあたり、主体となった担当部署名を記入する。
- ④ 主な意見と対応……………審議結果、指摘事項等(特に、評価結果の客観性や合理性に関する意見等)を簡潔に記入する。